

前回答申の附帯意見に関するまとめ

附帯意見① 市民感情、地域の実情をどのように反映させるか。

前回審議会での主な意見

1. 答申で「市民感情」という文言を使うのであれば、根拠となる指標が必要
2. 間接民主主義的な考え方、すなわち、選挙で選ばれた市長が報酬改定の条例改正を提案し、同じく選挙により選ばれた議員が採決することで、一定の市民感情は反映されているという考え方もある。
3. 報酬額の決定に市民感情は配慮されるべきだが絶対ではない。最終的には議会で決定することになる。
4. 他の自治体で、市民の評価を基準に市長等の給与を最大 30%減額する制度を導入した事例もある。市民感情を報酬に反映する方法の一つと考える。

論点

- ・特別職報酬に市民感情を反映させる主体は審議会か、あるいは選挙で選ばれた市長、議員等の役割か。
- ・審議会答申に市民感情を反映させる場合、客観的な指標をどこに求めるか。

附帯意見② 平成 21 年度答申で導かれた「体系」・「水準」論を今後も踏襲するか否か。

前回審議会での主な意見

1. 今までの方法を変える必要性はあるのか。

論点

- ・現行の「体系」「水準」論による報酬決定に、不合理や不均衡な点はあるか。
- ・「体系」「水準」論に代わる、よりよい決定方法はあるか。

附帯意見③ 概ね5年に一度としてきた審議会の開催周期の妥当性

前回審議会での主な意見

1. 一般職の職員の給与は、毎年的人事院勧告等に応じて改定されるのに対し、特別職が5年に一度しか改定されず、また、直近の勧告の影響しか受けないのは、論理的に歪な形になってしまう。
2. 特別職の給与が毎年変わるといえるのは違和感がある。また、毎年度審議会を開催すると、一般職の給与の変動を追いかけるだけの数字合わせの審議になる恐れがある。
3. 5年の間には社会情勢も大きく変わり、物価や賃金も変動する。全体的に社会の動きが速くなっている中、検証の機会が必要
4. 一般職の給与は労働の対価としての性質を有するのに対し、特別職の報酬は企業の役員報酬に近い。業績が悪ければ役員報酬は発生しないことを鑑みると、1年ごとではなく、ある程度のスパンごとに決めるという考え方もある。
5. 現在では、特別職報酬も生活給の性格が強くなっているのではないかと。昔のように、経済的に余裕がある人が議員になる訳ではなく、職業化しているように思う。特別職の成り手の問題からも、特別職になることで収入が減ることがないように設定すべきではないか。
6. 開催周期は5年に一度のままとして、審議する際に直近5年間の平均値を参照するという方法も考えられる。

論点

- ・ 特別職の任期、社会情勢の変化、他市の開催頻度などから考慮して、現行の5年に一度の開催は妥当と言えるか。
- ・ 妥当と言えない場合、どの程度の開催頻度とすべきか。
- ・ 報酬額の審議に際し、いつの時点の一般職の給与を参照値とするか。
(前年度給与または前回審議以降の平均値)